

2019年度一般研究助成 研究最終報告書
矯正施設からの社会復帰における
当事者参加型多機関連携体制の構築に関する研究

研究代表者

日本大学文理学部人文科学研究所研究員 仲野由佳理

共同研究者

熊本大学 矢原隆行

四国学院大学 北川裕美子

1. はじめに

平成27年(2015年)7月に「再犯防止に向けた総合対策」が策定されて以降、施設収容者の円滑な社会復帰に向けて取り組むべき課題が明確化された。特に、企業や福祉関係機関、教育機関、民間団体など、矯正・保護領域以外の関連組織との連携を拡充し、切れ目のない支援体制を整えることが目指されている。これら「多機関連携」をめぐる問題は、非行・犯罪領域だけではなく、医療や福祉など多くの領域で議論されているものの、矯正施設の場合は「拘禁施設」という特性や厳罰主義的な風潮を背景として、他領域と比較しても、連携拡充には様々な課題が山積している。

加えて、矯正施設から社会生活への移行支援における「多機関連携」は、司法や教育、心理、医療、福祉といった様々な領域の専門職が、各領域の制度(手続き)・文化・価値(支援観)・規範に基づき関与する。領域特有の価値観や行動様式、専門用語が使用され、それぞれをつなぐ「共通項」を見出すのは容易ではない。また「当事者のニーズ」という観点に着目すれば、少年院は未成年者を保護する以上、そのニーズには保護者(家族/親権者)の意向が反映される。保護者と少年の過去の非行に関する認識や、将来の生活に対する期待・要望が異なれば、支援計画を作成する作業は難航する。機関、支援者(専門職、ボランティア等)、少年、保護者(親権者)が、少年の立ち直りや社会生活の再開に向けて協働的なネットワークを築くのが理想であるが、現実的には容易ではない。

本研究は、支援関係者への質的調査から「当事者の積極的な参加」を促進する多機関連携のあり方を構想するとともに、立場や組織を越えて協働するために、矯正施設職員向けの「開かれた多機関連携教育のプログラム」を開発・実施することを目的とする。以下では、(1)矯正施設での多機関連携の抱える課題を整理し、次に(2)本研究目的を達成するための3つの調査の概要について説明する。さらに(3)支援者へのインタビュー調査から多機関連携という直面で生じる4つの課題を検討し、(4)それらの課題(支援者の苦悩)を解消する対話的实践である「語ろうワーク」の構造の検討と、試行的な実践による「効果」の検討を行う。最後に、上記(1)から(4)の研究成果を踏まえて作成した、矯正職員向けの多機関連携を促進す

るための研修教材（「矯正施設にける多機関連携～「越境する人材」の育成に向けて～」）について説明する。

2. 矯正施設での多機関連携の抱える課題

そもそも、なぜ多機関連携の拡充に対して、実務者への教育的なアプローチ（研修プログラムなど）が必要となるのか。これを説明するために、矯正施設と多機関の協働的關係を前提として構想されたノルウェーの受刑者支援に着目したい。ノルウェーの矯正サービスは「社会復帰」と「社会安全」という2つの要素からなり、その達成に向けて刑務所運営では「正常性（Normality）の原則」を採用する（仲野 2020b）。これら受刑者の権利を保護するために、矯正職員に対する十分な研修制度が用意されており、実際の刑務所勤務においても「受刑者も刑務官も自主性を尊重されているのが特徴」であり、「一人ひとりの職員が組織や幹部職員から敬意を持って扱われているがゆえに、彼らも受刑者に対して敬意を払うことができる」（浜井 2014）という。このノルウェーの刑務所で注目すべき実践として報告されるのが、リフレクティング・トークである（矢原 2017、毛利 2018）。この「リフレクティング」はオープンダイアログの中核技法であるが、この発想が多機関連携にも応用できるとして注目を集めている（山登 2018）。これは、多職種ミーティングで様々が問題が生じており、その解消に役立つと期待されていることによる。その問題とは、①「専門家が互いに自分の有能さを競いあってしまう」、②「共通の見方を強要されて個別のかかわりの持つ独自の状況について考えなくなる」、③「自分はできるだけ身を隠そうとする」（自分の責任や仕事が増えるのを避けようとする）、④「専門家の相互作用がクライアントの相互作用のパターンに似てくる」（クライアントの不安に巻き込まれて同じような反応をしてしまう）である（野口 2018）。多種多様な「専門家」が集っても、専門家同士での権威争いや責任・仕事への回避行動が生じると「良質な連携」には至らない。協働するまでの過程が重要だ。

（1）矯正施設の特徴がもたらす「すれ違い」

これらの指摘は、少年院における社会復帰支援に関して論じた仲野ほか（2019）にも共通する。仲野ほか（2019）は、少年院の社会復帰支援の課題として①「犯罪・非行」により可視化される社会的困難への対応、②領域を超えた共通理解の形成、③施設内処遇の充実化による「落差」の拡大・調整、という3つをあげる。①は司法手続きを開始したことで始めて露呈する様々な社会的困難への対応として、医療や福祉、心理など教育以外の他領域との連携を余儀なくされること、②は少年のわずかな在院期間中に「少年院」という空間に対する他組織・他職種の理解を得ることや、社会生活の具体的なイメージ（目標）を共有することの難しさを指摘するものだ。そして③は、施設内処遇の充実の一方で、受け皿の少ない社会内処遇／支援に接続する際に生じる質的な格差の調整（支援の頻度、環境の違い等）をめぐる困難だ。閉鎖的な少年院での連携体制の構築は、前掲の野口（2018）の指摘のほか、環境が施設から社会へと変化すること（と、その影響）、変わりゆく担当者との情報共有の難しさが予想されるのである。支援者同士が、このような特性を理解しなければ、少年のニーズを正しく把握することが困難となるだけではなく、支援者間での「すれ違い」などのディスコミュニケーションを引き起こす可能性がある。

少年院からの社会復帰支援において、多機関連携時に生じる「ディスコミュニケーション／すれ違い」は、多機関連携体制の構築・維持・発展という全ての局面での課題である。これを引き起こす「矯正施設に固有

の特性」としては、第一に「個人情報」の取り扱いに対する認識の違いがある。少年院や刑務所などの拘禁施設は、非行や犯罪に関与したものが生活を送る場であり、保護処分／刑事処分の執行の場でもある。在院者や在所者の個人情報は、非行歴・犯罪歴に至るまで厳重に保護されるが、それは厳罰主義的な風潮の根強い日本社会での社会復帰を目指すならば、可能な限り非行歴・犯罪歴を隠しておくことが「円滑な社会復帰」には必要だからだ。機関（組織）間での情報共有・開示も慎重に行わねばならない一方で、それらの個人情報は支援計画を作成する上で重要な資源となる。こうしたパラドクスは、一方が「情報の出し惜しみ」と解釈することで双方の信頼関係を築く阻害要因となる。

そして第二に、日本型組織の構造的な問題である。組織論の分野では、大企業病の一つとして、セクショナリズムに基づく各部門・部署の過度な分断と閉鎖が問題視されてきた。近年、この問題が「サイロ・エフェクト（効果）」という概念で捉え直されている。サイロは発酵のための円柱型の貯蔵庫のことで、日本では「タコツボ化」「縦割り」という概念で問題化されてきた。横につながる回路を持たない円柱型の独立した建造物は、企業や組織の巨大化・複雑化が進行する過程で進行した、各部門や部署の専門化による孤立と、それにより失われる「組織全体としての凝集性」を象徴するものとして用いられる（Tedd 2015=2019）。この組織構造は、法務省の管轄下にある矯正施設にも同様に当てはまる。

では、このサイロに横串を通す（組織間の連携体制を構築する）には、何が必要だろうか。そこで重要な役割と果たすのが、組織（部門・部署）間の境界を越える、つまり「越境」する人材の育成である。各組織・部門／部署は、その成り立ち（歴史性）、独自の手続き（制度）、文化、価値・規範、行動様式をそれぞれが所有している。いずれも「組織文化」の中核を成すものだが必ずしも可視化されておらず、組織の外側から把握するのは困難だ（Hofstede et al. 2010=2013）。これら文化の違いは、互いが場を共有した時に「すれ違い」（仲野ほか 2019）として可視化されることがある。例えば、お互いが無意識のまま専門用語を用いて対話するなどだ。少年院は在院期間が約1年と短く、この「すれ違い」の解消に多くの時間をかけることはできない。退院までに社会復帰後の生活を見据えた環境調整をしなければならないからだ。そこで、これら「すれ違い」を早期に解消する知識や技術を学ぶ機会が必要だろう。

（2）「見通し」を持つための問題解決手法の共有

以上のように、多機関連携という直面においては、専門性の違いを背景とした「すれ違い」と、日本型組織に内在的な部門主義の脱構築（越境する人材への転換）に対する具体的な方策が必要であることがわかる。この二つの問題に対する解消実践として本研究が注目するのが「リフレクティング」である。では、なぜ「リフレクティング」が鍵となるのか。これには、領域間を越境するリーダーシップの育成をモデル化した「バウンダリー・スパニング・モデル」（以下、BSMと記載）が手がかりとなる。Ernst & Chrobot (2011=2018) は、国際的な組織連携に関する調査から、組織の壁を越えて協働する人材を「越境人材」と位置付け、その育成のモデルとしてBSMを提唱する。BSMは、Center for Creative Leadershipの実証研究の結果から導き出されたモデルで、多機関連携の構築・維持・発展に対しても示唆的である。このモデルは、協働のための戦略として①バッファリング（Buffering：和らげること）、②リフレクティング（Reflecting：相手の立場から見ること）、③コネクティング（Connecting：つなげること）、④モビライジング（Mobilizing：結束し

て一丸となること)、⑤ウィービング (Weaving : 折り合わせること)、⑥トランスフォーミング (Transforming : 変容すること) という 6 つのアプローチを提示する。これらは「境界のマネジメント」(①と②)、「共通の土台作り」(③と④)、「新たなフロンティアの発見」(⑤と⑥) という段階的な変化を促進する。具体的には、境界の意識化によって自らの立場性 (職業的アイデンティティ) を確立した上で、組織文化の制約から一定の距離を置く中間地点において「つながる」、そして新たな集団としての境界を獲得するというものである。この過程では、特定の組織 (集団) 文化の価値や規範による権威を否定し、共通する目的や目標によって人々が協働関係を築くことを目指す。このような組織観は、近年の組織をコントロール可能な機械論的存在ではなく、目的に応じて学習・変化する有機体へと捉え直していく動きを反映したものと考えられる (五十嵐 2019)。「組織」をめぐるパラダイム転換は、組織/機関という枠組み以上に、達成すべきタスクを重視する協働・連携への関心の高まりによるものと推測されるが、「矯正施設からの社会復帰」という局面における多機関連携でも、組織観を改めて検討する必要があるだろう。

BSM のように「目的に応じて学習・変化する有機体」として組織を捉える考え方は、その過程で生じる組織内のコンフリクト (葛藤/もめごと) を解消する具体的な方法論への関心を喚起する。例えば、オランダの訪問介護組織ビュートゾルフは、クライアントのニーズを重視したコミュニティ・ケアを実現するべくテイル組織 (Laloux 2014=2018) を参考とした自律型組織 (= 自主経営組織) へと転換し、その多種多様な業種と連携する組織のあり方が国際的に注目される (Vermeer & Wenting 2016=2020)。特筆すべきは、そこで重視される、平等性や責任感を育むような問題解決を重視するコミュニケーションである。このコミュニケーションに対する考え方や方法は、解決志向の手法 (Solution Driven Method of Interaction: SDMI) として組織内で共有されている。この SDMI は、未来志向のアプローチであり、「責任を負うべき人探し」に陥りがちな問題志向の手法とは区別されるものだ (Vermeer & Wenting 2016=2020)。問題の解消へ向けて前提となる考え方や手順を共有できていれば、解決までの道筋に対する見通しを持つことができる。「見通し」を持つことは、矯正施設での社会復帰支援のように限られた期間で、当事者や支援者同士が相互理解を深め、支援計画を作成するためには重要であろう。

ところが、矯正施設からの社会復帰における多機関連携は、今まさに拡充に向けた努力が進められているところであり、その成果の多くは事例研究や制度的解説を中心とした論考に偏っている。矯正施設の特性を踏まえた多機関連携の維持・発展という「促進」に向けた人材育成や、当事者をチームの一員として参加する意義や方法論に関する具体的な検討を試みたものは少ない。本研究が目指すのは、当事者参加型多機関連携体制の構築に寄与する教育的な方法 (研修教材、ワーク) の開発である。

3. 調査の概要と方法

本研究は、次の 3 つの調査から成る。【調査 A : 2019 年 9 月 1 日から 6 日】ノルウェーにおける矯正施設における支援および社会内支援に関する調査、【調査 B : 2019 年 7 月から 2021 年 2 月】立ち直り支援関係者へのインタビュー調査、【調査 C : 2019 年 4 月から 2021 年 3 月末】多機関連携の促進に向けたワークの試行と教材開発である。調査 A と B は、これまで矯正施設における支援および社会生活への移行支援において指摘されてきた「すれ違い」(仲野ほか 2019) の具体化と、施設処遇と社会内処遇の支援観の違いを明らかに

するものである。そこでの課題を踏まえて、調査 C は矯正職員（主に少年院職員）向けの多機関連携に関する研修教材を開発し、本研究の実践的な貢献を目指したものである。

まず、調査 A では、犯罪社会学者及び刑務所を支援する福祉研究者へのインタビュー調査、トロンハイム 刑務所及びヴァルドレス刑務所での参与観察（リフレクティングの場面観察、社会福祉士及び職員への聞き取り）、フロン・コミュニケーション EPA（Enhet for psykososialt arbeid）所属スタッフへの聞き取り、赤十字での聞き取り、Konfliktrådet（対立調停委員会）での聞き取り、NAV 勤務経験者への聞き取りなどを行なった。調査 A は、社会復帰志向型の矯正施設の運営方法や、矯正施設との多機関連携の実態について調査することを主な目的としたⁱ。調査 B は、矯正施設及び社会内の各種支援者の語りから、支援者が直面する困難を明らかにすることを目的とした。インタビューは半構造化面接法を採用し、職歴（経歴）や主な連携機関、具体的な連携事例、そこでの課題を質問項目に加えた。インタビューの様子は IC レコーダーへの音声記録を原則として、分析には文字起こししたものを使用した。グループでの聞き取りや数名で実施した意見交換の一部は、調査協力者の希望に応じて個人情報保護の観点からフィールドノートへの記録とした。調査 C は、当事者参加型の多機関連携の実践（ワーク）の構想と試行的な実践を目的とした。ワークの試行場面は、本研究の趣旨を説明し、参加者全員の同意を得てビデオ撮影を行なった。同意が得られなかった回はフィールドノートへの記録をした。また、ワークのブラッシュアップのために「実施後アンケート」（自由記述）の実施・回収を行なったⁱⁱ。これらのデータは、個人情報保護の観点から、意味内容を損なわない程度に一部を加工している。インタビュー協力者の詳細は、表 1 の通りである。

対象者	職歴
A	社会福祉士。複数の矯正施設で非常勤として勤務
B	民間支援団体スタッフ、少年院の篤志面接員を兼任
C	社会福祉事務所スタッフ
D	自立援助ホーム職員（A 県）、矯正施設 OB
E	刑事施設経験者、出所者および出院者支援
F	社会福祉士、NAV 勤務経験、ノルウェー在住
G	保護司

表 1：支援者インタビュー協力者の概要ⁱⁱⁱ

なお、本研究は助成期間の後半（2020 年 1 月以降）から世界的に感染が拡大した新型コロナウイルスによって、予定していた一部調査の実施を中止したことを明記しておきたい。該当する調査は、グループ・インタビューの一部、少年院での多機関連携研修とワークの実施と試行を踏まえた検討会である。前者については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により支援現場の状況が様変わりしたことが原因だ。以下の 5（3）で詳しく説明するが、対面での支援が中断する、各種リスクが増大するなど、未知の事態への対応が急務となった。大半は時期を調整してインタビューを実施することでできたが、見通しが立たなくなったものについては中止を決定した。また、後者についても同様に、矯正施設内でのクラスター発生の懸念から少年院への外部講師を含めた立ち入りが制限される事態となった。協力を要請した施設と調整を行なったが、第 2 波、第 3 波と予断を許さない状況が続き、終息を見通せないことなどから中止を決定した。

一方で、新たな支援ツールとしたオンラインが注目されるようになったことから、本調査の協力者を中心に「オンライン・ツールを活用した支援者（当事者）を支援する体制の構築」という新たな研究課題を追加した。オンライン・ツール（スマートフォン、タブレット端末、パソコン等）は「対面での支援の中断」を補う新たなテクノロジーとして注目されたものの、多機関連携や社会復帰支援の場面では、支援者および当事者にとって、必ずしも有効なツールではないなどの問題点が、調査協力者側から提示されたからだ。また、少年院での研修およびワークの実施は見送ったものの、それに代わるオンライン教材の作成・開発を行うこととした^{iv}。

4. 支援者から見る「多機関連携」の課題

以下では、支援者インタビューから多機関連携という直面で生じる様々な課題を整理していく。インタビューは、①各種制度／手続きと実態の齟齬、②非行歴・犯罪歴に対する他領域の理解不足、③親権者の存在、④支援観の共有の難しさ、の4点にまとめることができる。社会内処遇は、基本的に「成人」と「少年」を明確に線引きして行われているわけではない。例えば、Dさんの勤務する自立援助ホームのような生活を伴う場での支援では、男女の別や年齢の別によって施設ごとに、あるいは施設内で空間的に区分する。しかし、自助グループやその他の個別支援などは、必要に応じて個別にサービスを提供・拡充するからだ。

これら支援者の語りは、支援の現場のリアルを垣間見る手がかりであると同時に、多種多様な機関との連携という局面で起きていることに対して、支援者自身が何を感じているのかという「支援者の苦悩 (pain)」を表していると言える。本研究では、「支援者の語り」から多機関連携に生じる「支援者の苦悩」を明らかにすることを試みる。なお、新型コロナウイルス感染拡大という大きな変化に関する内容は、5で改めて検討する。

(1) 各種制度／手続きと実態の齟齬

第一に、各種制度／手続きと実態の齟齬である。これは、さらに①制度的理解の困難さと、②制度により支援が制約されるという問題に分けられる。前者については、以下のDさんの語りが典型的だ。

D:例えば、児童相談所で関わっている子どもが県外の自立援助ホームに行きますというときは、じゃあ、A県の児相が扱うようになるのかといたら、基本的にそうではなくて、保護者の所在地が県外だったらそちらが担当なのです。本人だけ住民票を移してきた場合でも、音信不通の親でもいれば、そちらが管轄になるんです。親ごと引っ越してきたら別ですけども。

Dさんが指摘するのは、児童福祉制度の複雑さである。Dさんが勤務する「自立援助ホーム」は、義務教育終了後15歳から20歳までの、何らかの理由で保護者の元を離れて暮らす児童が入所して自立を目指す施設である。「何らかの理由」とは虐待に関連する事案を想定しており、非行・犯罪の立ち直り支援においても家庭での立ち直りが難しいケースについては、このような児童福祉施設へ入所する場合がある。この入所の際には児童相談所（児相）との連絡調整を行うが、担当の児童相談所が自立援助ホームの所在する地域で

はなく、保護者の所在地というわけだ。また、専門的な支援を受ける場合、保護者と少年自身のどちらの所在地で手続きを行うかは制度によって異なるという。

D：さらにややこしいのが、例えば、その子が手帳を持っています。(略)手帳はA県で切り替えてもらうんですけども、それで親の世帯の生活保護を一部受けるという状態が起きていると、それは地元の方になるし(略)例えば、少年院から出ましたとか、もともと保護観察を受けていますというケースだったら、当然ながらA県の保護観察所が受け持ちますし。そちらは単純に本人の居住地で動くので。(略)市役所や役場など、そちらも『待ってください、調べます』ということが。何か聞いたときにそういう状態になるんです。(略)即答できないというか。そんなのレアだから、みたいな話ばかりが積み重なって

福祉制度上の煩雑さに加えて、少年の保護観察を担う保護観察所や少年院が関わってくるような司法制度上の手続きが発生する場合は、それぞれに必要な手続きをどの地域で行うのか、行政担当者でも即答できないことがあるという。特に、Dさんの勤務する自立援助ホームがある地域は、都市部に比べて人口が少なく、複雑な事情を抱えた少年が「レア」なケースになりやすい。Dさん自身も、勤務を始めた当初は手続きの詳細を理解することができずに苦労したという。一人の少年への支援体制を整えるにあたって、多領域を横断するネットワーク作りは必要不可欠だ。だが、双方が「支援の専門家」であるにも関わらず、領域や組織が違えば、相手の領域については「素人」となる。この「専門家」と「非専門家」が同時に生起するのが連携の場面であり、連携では情報や知識を教えあうなど、互いに教育的な意図を持って関係を築く努力も必要だ。矯正施設での勤務経験のあるDさんは、できるだけ「少年院側の事情」や「司法手続き上の課題」などを福祉関係者と共有するだけでなく、可能な限り、両者の領域の言語や知識を「翻訳」(Dさん)するよう心がけているという。

第二に、制度により支援が制約される点だ。少年司法手続き上の制約により、本人のニーズを把握する、信頼関係を築くといった、支援体制の基盤を作る作業に困難を感じるという。

B：少年事件はあっという間に鑑別所が終わっちゃって、審判が終わって、あっという間に裁判所の流れの中で終わっちゃって。ほとんど、どの弁護士も何も対抗できないんです。仕事先を見つげるとか、その程度のことしかできなくて。(略)私が支援で関わっていても、鑑別所で私の面会も許さない鑑別所というか、その時の担当職員によっては面会も許されないんですよ。

Bさんが指摘するように、少年事件の場合は、家庭裁判所での審判を受ける前の調査期間が4週間程度(最大8週間)である。この期間は家庭裁判所の調査官による調査や、少年鑑別所の職員による様々な検査が行われ、その後の少年審判で、保護観察(社会内処遇)・児童福祉施設送致・少年院送致などが決定される。社会内処遇の場合は、2ヶ月ほどで少年が社会生活に復帰することとなるが、何らかの支援が必要な場合には、支援者との関係作りや支援に関する諸手続きなどを調整することになる。一連の流れは、NPO法人の支援者であるBさんの実感としては「あっという間」であり、可能であれば少年鑑別所の在所中から信頼関係作り

やニーズの把握を行いたい、面会制度上の制約に阻まれ叶わないことも多いという。

もちろん、各種の制度は利用者のニーズや権利、個人情報保護に配慮して設計されるが、個別具体的な事例に照らし合わせたときに、こうした各種制度／手続きと実態との間に齟齬が生じるものと考えられる。このことは、基本的な設計が「利用者側への配慮」に基づき構想されており、制度を運用する側（支援者側）の実態やニーズと距離があるからだと考えられる。この齟齬は、支援者同士の「考え方の違い」にも影響を与える。例えば、Cさんは司法手続きの過程におけるソーシャルワーク（司法ソーシャルワーク）では、弁護士や施設職員とソーシャルワーカーの間で下記のような「すれ違い」が生じるという。

C：（施設を）出て行くときに、どこに電話をしたらいいのかという、そのリストが欲しいんだろうなと思ったんですね。（中略）あんまりそういうことじゃないんだよなと思ったんですよ」

これは、Cさんが担当した事例で、弁護士から「更生支援計画」の作成を依頼された時のことである。この更生支援計画は、刑事事件の手続きにおいて福祉的支援を要すると判断された場合に、障害特性や病状・病歴を踏まえた上で、再犯防止の観点から必要な支援が書かれた計画書である。関連機関への引き継ぎにおいても、それら支援情報は重要な素材ではあるが、Cさんは利用者自身が社会生活を再開する時点でのニーズに基づき作成されるべきものと考えている。そのため、矯正施設入所以前に「矯正施設退所後に必要になること」等を予見し、計画に盛り込むことは難しいという。また、弁護士から要求されるのは、支援を受けようと思った時に「どこに電話をしたらいいのかという（略）リスト」であって、そこに齟齬を感じるという。（4）で後述するような支援観の違いの現れと解釈することも可能であるが、福祉的支援が必要な事例における司法手続きにとって、福祉的支援に関する情報や福祉専門職の関与が裁判の結果に影響を与えてしまうのではないかという危惧として語られていることに注意が必要だ。

C：弁護士は弁護士の役割があるから頑張ればいと思いますけれども、量刑を減らすということを頑張ればいと思いますけれども、僕らは判決後のことをどうやって実質的に・・・ということなので、どれがけ（更生可能性が）確かかを描いてみせることは、そこでは仕事じゃないかなと思うんですけどもね。

本来、入り口支援・出口支援における福祉的介入を拡充するための手続きが、思わぬ形で使用されていること、それがソーシャルワークのあるべき姿とは乖離しているのではないかという葛藤である。この問題は、専門家としての立場性を揺らがす重大な葛藤であると同時に、現実には「専門性」が別の制度や手続きによって容易に歪められる可能性があることを示唆するものだ。

（2）非行歴・犯罪歴に対する他領域での理解不足

第二に、非行や犯罪歴に対する他領域の理解・受け止めについてである。インタビューを実施した支援者の語りからは、非行・犯罪歴が福祉的支援からも利用者を排除する要因となることが指摘された。例えば、C

さんは、いくつかを例示しながら罪種によって引き受けをめぐる調整が難航する場合があるという。

C：矯正施設から出てきた出口のところでの支援となると、ちょっとそうはなかなか（受け入れると）言ってくれるわけじゃないというか。（中略）1回行き詰まって放火しましたくらいだと、まあまあそうですかということになりますけども、色々と性的なこととかがもっと色々絡み合ってくると、ちょっとうちでは（引き取れない）という話になってくるので。

いわゆる「凶悪犯罪」に該当するものや性犯罪は、更生保護施設や福祉施設が生活の空間であるからこそ、その受け入れに慎重な姿勢をみせるところが多いという。同様の問題は E さんから指摘され、社会福祉法人・南高愛隣会の長崎モデルに代表されるように、非行・犯罪と福祉領域の連携が進んできているとはいえ、全ての非行・犯罪に対して開かれているわけではないということがうかがえる。

非行・犯罪が福祉的支援における障壁となるのは、生活施設への入所時だけではない。B さんは、そもそもの問題として、各種支援手続きのために行政窓口を訪れる段階（同行支援）でも同様だと指摘する。

B：（行政の窓口は）誰がいても話が色々めんどくさいんです。（略）出所した状態で生活保護とか行っても『犯罪者にお金なんか出せないよ』と言われて断られちゃう。（略）窓口の職員が本来助けるべきなのに選別する役割になっちゃっているんです。公務員はある程度仕方がないです。仕方がないですけども、とりあえず、話くらいはちゃんと聞くべきなんです。

B さんは行政側の立場性や業務内容に一定の理解を示した上で、「犯罪者」というスティグマによって窓口で正当に扱われていないのではと危惧している。その一例として、地方自治体によるが、窓口が開放されていて個室や半個室等のプライバシーに配慮した作りではないことを問題提起する。支援手続きを受けるにあたって、生活状況を詳しく説明・相談する際のために、刑事施設経験や犯罪歴といった情報を開示せざるを得ない場合もある。そのような時に、他の利用者・訪問者に聞こえる恐れがある環境で、明瞭に説明することは難しいという。実際に、周囲の目を気にして十分な説明ができずに、手続きを諦めてしまう利用者も少なくないという。

こうした矯正施設経験者・刑事施設経験者の心情への配慮不足は、立ち直りに必要な諸制度の利用を難しくする。これに関連して、刑事施設経験者でもある E さんは、自身の社会復帰との関係で以下のように語る。

E：（支援を受けるときに前歴を申告するかについて）自分はやっぱりスティグマが怖かったんですね。前科者に対する風当たりの強さとか。だから、自分もすごく抵抗があったんだけど、福祉事務所に生活保護を受けるときに、自分の判決文を提出しましたからね。（一般的には）いらないと思うけれど、どうしても福祉施設の職員が、厳重に管理するからどんな事件で収容されていたのかを見たいと言って。（略）やっぱり、知られたことで気分が落ち着かなかったですね。（更生保護施設への）在所証明書だけでいいじゃないかと思ったんですよ。

受け皿に限られるなか、手続き上の必要性を主張されれば、犯罪・非行歴の開示を拒むことは難しい。一方で、「前科者に対する風当たりの強さ」から抵抗感を持つ者は少なくないという。非行名や罪種の開示は、受け入れる側にとっては、過去の経歴に応じた受け入れ体制を整える／受け入れの是非を検討するための材料となるが、申告する側にとっては「特定の個人」ではなく「受け入れ先」への情報開示であるし、情報漏洩のリスクを前提とした不安を抱え込むことになる。得た情報の公開範囲などに関する文書を取り交わすなどの配慮が考えられるが、「開示しないと受け入れの可否を検討できない」となれば、開示を拒否することはできない。

上記の語りからは、支援者側の「状況を把握したい」というニーズと、利用者側の「非行名・罪種（非行／犯罪歴があるかどうかを含め）を隠しておきたい」というニーズの間には不一致があるということが見えてくる。これらの「不一致の解消」へ向けて B さんが提案するのは、関連する窓口や担当者に対する「利用者の個別の事情への配慮」である。具体的には、非行や犯罪の各種制度や実態に理解のある専門職員を配置するなどだが、窓口利用者の中で「犯罪・非行歴を有する者」は少数派であり、多忙化する窓口業務の負担を考えれば現実的ではないと悲観的だ。

しかし、非行や犯罪関連の受け皿は少なく「本当に見ず知らずというか、全く縁のない土地まで行かないと、そもそも杓すらないという中で。消去法どころじゃない」（D さん）など、数ある選択肢の中から選べるものではない。福祉支援の拡充は、再非行・再犯防止および社会生活の再開において欠かすことのできないものである以上、上記のような理由で、手続きを開始せずに脱落するケースへの対応を検討しなければならないだろう。

（3）親権者の存在

三つ目は、未成年者（少年）への支援に生じる「親権者」の存在である。この親権者の存在は、下記の5で説明する多機関連携促進のための勉強交流会でもしばしば「支援者の困りごと」として提示される。この親権者をめぐる「支援者の困りごと」は、未成年者の立ち直りに関して親権者が非協力的であるばかりか、むしろ立ち直りを阻害しているという強い問題提起である。

この種の話題は、特に少年院からの社会復帰という段階に顕著な問題として示される。令和元年犯罪白書によれば、少年院入院者の保護者状況別構成比として、「実父母」は男子 33.2%と女子 26.3%と3割である。

「その他」（男子 5.0%、女子 8.3%）と「保護者なし」（男子 5.0%、女子 0.8%）を総合すると男女ともに1割程度が血縁者（「実母」「実父」「実父義母」「義父実母」）以外のもので養育を受けた可能性が示唆される。また、出院時の引受人別構成比では、更生保護施設（男子 5.6%、女子 9.1%）、福祉施設（男子 2.0%、女子 3.7%）、その他（男子 14.0%、女子 13.4%）、引受人なし（男子 0.1%、女子 0%）など、2割から3割程度で親権者の協力を期待できない状況で社会復帰を目指す少年がいることがわかる。また、親権者の元に帰住する場合でも、実際に協力を得られる状況か、その過程で阻害要因へと転じる恐れがないかは、別の問題として考えなければならない。

こうした親権者をめぐる「支援者の困りごと」は、少年に対する経済的（生活状況に関する）搾取という

問題を顕在化するものだ。例えば、Dさんは高齢者福祉で問題化された「経済虐待」というキーワードを用いて、同じような経済的搾取が「子ども」にも起きていることを指摘する。

D：本当に私も思います。経済的虐待があると。お金をどんどん使ってしまう親とか。子どものお金を、です。(略) 親権乱用、虐待じゃないの、と言いたくなるようなのが。結果的に経済的虐待ということだといふことはあります。一番単純でわかりやすいのが保険証を渡してくれないとか。(略) 親の方に理がある時も、もちろんあるんだけど、側で見ている、それはもう親の(親権)乱用だと思えないようなところでもしょうがないというのが、子どもにしてみれば理不尽でしょうがないです

この「経済的虐待」は、平成18年(2006年)に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に規定されている。身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待・性的虐待に加えて、「養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」を経済的虐待と定めている。また、平成24年施行の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」でも、「本人の同意なしに(あるいはだます等して)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること」を同様に経済的虐待と規定する。

この経済的虐待と類似の事例が、未成年者の立ち直り支援の現場でも散見されるというのがDさんの指摘だ。前掲のDさんからは、子どものお金をどんどん使ってしまう、あるいは保険証を渡してもらえず医療費控除を受けられなくなるなど、十代で経済的自立を目指すにあたって、大きな負担となることがわかる。このほか、銀行口座や携帯電話の契約、アパート等の賃貸契約など、あらゆる場面で「親権者の同意」が必要であり、非協力的な保護者(親権者)と少年の関係調整は、支援者にとって難度の高い課題であることがうかがえる。

保護者を「支援者」となるべくエンパワメント/啓発する動きは、矯正施設でも顕著である。立ち直りにおける保護者の重要性を前提として、少年院等の施設内処遇では保護者会の実施や保護者ハンドブックの交付など、保護者に対する積極的な援助も行なっている。しかしながら、少年院側からの働きかけに応じない/応じることのできない保護者もあり、そのようなケースは施設内処遇の段階でも働きかけに困難を感じるだろう。職員が保護者の自宅を訪れて相談・援助を行うなどの、いわば「アウトリーチ」まではできないからだ。支援の主たる対象が「本人」を軸として展開される以上、保護者側のニーズや希望を無視して介入することは難しい。そのため、保護者側の問題意識や動機付けにいかにしてアプローチするか(アプローチすべきかどうか)に関する議論が必要であろう。

(4) 支援観の共有の難しさ

四つ目は、支援観を共有することの難しさへの言及である。この背景には、制度的に推奨される就労支援や修学支援の趣旨や成果を認めつつ、子どもにとって施設から社会生活への移行期が極めて厳しいものとして経験されているという認識がある。例えば、Bさんは社会生活へのソフトランディングに向けて段階をより細分化するのが望ましいと指摘する。

B：(発達の課題など) そういう傾向があるのであれば、いきなり就労とか、いきなり通信制に関わるといよりも、今、少年院にいる間に親に動いでもらって、精神科のある病院の医療ソーシャルワーカーと関係を作って。保護観察所に行きながら。(略) 失敗をさせるのは、準備をさせながら失敗させない。せっかく関わってあげても駄目になっちゃうので。

B の指摘は、施設処遇と社会内処遇の大きな違いとして、うまく対処できない事態 (=失敗) に直面した時に、それを支える存在の有無を挙げている。支える存在がいれば「失敗」しても対処できるが、そうでない場合の「失敗」は文字通りの失敗、つまり再非行や再犯につながるという指摘である。

B：少年と面接をするでしょう。暇な時間は作らないんだとあって、みんなそういうんです。それはもう少年の教官がそれを教えるんです。それで、『俺は仕事と夜間部にも両方行くんだ』と。少年院に来るような子がそんなことをできるわけではないでしょう。(略) 少年院の中にいればできますよ。通信制をやったり、作業をやったり、バッチリできます。失敗しても、ちゃんと職員が救ってくれるし、話は聞いて。世の中は、そんな子を、誰もやってくれないでしょ。よっぽど、身内にしっかりした人がいれば別ですけど

少年院での社会復帰支援は、「再犯防止に向けた総合対策」(平成 24 年)以降、「居場所と出番の確保」を重要課題として組み立てられている。昼間の時間に職場や学校など、社会的なコミュニティにおいて居場所を持つことは少年の立ち直りを促進すると考えられており、少年院や刑務所にいる間に、次の居場所への接続を促す。また、非行の誘因となる場所や関係性から距離を置くためには「暇な時間は作らない」ことを前提として少年が生活設計をすることもあるが、B さんは、この「仕事と学業の両立という課題」が、施設から社会への移行期を過ごす少年には高すぎるハードルになることを懸念する。実際の社会生活では、少年が様々な困難に直面しても、困難を共に解決する存在が少年院と同様に確保されているわけではない。保護観察が終わるまでは保護司が少年を支援するが、月 2 回の面接で全てを共有することは難しい。施設内処遇と社会内処遇では、必ずしも支援をめぐる解釈や理解が同じ方向を向くわけではない。

これは、少年だけではなく成人にも共通する問題である。E さんは、拘禁施設での生活から社会生活へ移行する時期には、他の福祉支援とは異なる点での配慮が必要だと指摘する。

E：刑務所出所者はすぐには働けません。そもそも社会からドロップアウトするような人が、刑務所というさらに罰を受けて、結構疲弊していたり、社会生活を送れなかった上に、さらに社会から遠ざけられていて、それを急に社会復帰させるのは無理だろうという考え方なんです。 (略) ちゃんと働けるような精神状態にするというリハビリから入る必要があると思うんですよね。

E さんの語りは、刑務所出所者という年単位での拘禁生活による疲弊や社会からの隔絶の影響は、出所後の社会生活に支障を及ぼすと指摘し、「ちゃんと働けるような精神状態にする」ところからのケアが必要だと

語る。そして、この社会復帰の過程を「第三の世界が始まった」と例示する。

E：刑務所出所者はそういうの（急に社会復帰できる状態）はないんです。だから、自分も例えていうように、第三の世界が始まったと言っているんです。刑務所に入ったのが第二の世界です。入る前が第一（の世界）です。で、刑務所から放り出されて、誰も知り合いのいない状態からの第三（の世界）が始まりますから、この世界の「Baby」に対して仕事を急に与えられてもと思うんです。

入所以前の生活を「第一の世界」、在所生活を「第二の世界」、そして社会生活の再開を「第三の世界」の始まりと捉えるという上記の語りは、社会復帰支援という言葉が「第一の世界」への復帰ではなく、全く新しい世界への適応であることを示唆している。短期的な入院・入所生活であっても、社会生活の中断の影響は、就労や学業の中断、対人関係の隔絶など様々である。特に、非行や犯罪を誘引する環境や人間関係を断ち切る場合は、退院／退所後の生活が「以前の生活」とは全く異なるものとなる。上記（2）で語られたように、非行・犯罪領域の受け皿の少なさから、場合によっては見知らぬ土地（コミュニティ）で再起を図る可能性もあるだろう。Eさんは「世界」への参入時を無垢／無知な乳児（Baby）に例え、社会復帰の過程を新たな生活や価値観、行動様式を獲得する成長段階として捉えている。

施設内処遇は、社会生活に必要な教育や支援を提供し、そこで獲得した知識や技術、支援を足がかりとして社会生活を再開することを意図して行われる。しかしながら、これらの語りは、施設内処遇（知識や技術の獲得）から社会内処遇（獲得した知識や技術を実践する場）へという連続性と、社会復帰支援に込められた「復帰」という言葉に対する問題提起である。こうした齟齬は、結果として社会復帰以後の生活の問題として蓄積される。そして、社会内に用意された支援機関で課題に向き合うことになるが、そこにも問題が生じる。例えば、Dさんの勤務する自立援助ホームでは、非行少年の受け皿の少なさから非行に関連するケースの少年を受け入れることも増えており、それによって運営上の問題が起きているという。

D：どんどんそうじゃない子（非行関連）、というのが圧倒的に多くなったら到底（運営が）回らないのに。（略）逆に、自立援助ホームが想定する（「就労している少年の自立支援」という）レベル以上の少年を入所させないと受け皿として機能しない状況になっている。

Dさんの指摘は、自立に加えて「非行からの立ち直り」という課題を抱える少年の受け入れには、自立のみを想定して定められた職員数では十分な対応ができないというものだ。とはいえ、受け入れを希望する少年に他の行き場がないことは理解しており、運営が危機的な状況に陥る可能性があっても、受け入れざるを得ないというジレンマに陥っている。こうした支援施設あるいは支援団体の運営維持への危機感は、Bさんにも共通している。社会生活への再参入にあたっては、利用者本人の生活習慣の変化だけではなく、ストレスや不安、困難／もめごとへの対応など多角的なメンタルケアを必要とする。とはいえ、矯正施設での社会復帰支援は、協力雇用主や職親制度の拡充、中学校や高校教育への再接続など、「切れ目なく」整えることが目指されている。切れ目なく整えられていることで、非行・犯罪からの立ち直りと生活再建という2つの課

題に同時に取り組むことになる。それによって生じる問題の多くは、社会内の支援機関（団体／者）が引き受けることになり、各支援団体の提供する既存のサービスや環境では応じられない事態が生じていると考えられる。この時、適切な機関と連携するか、あるいはサービスの拡充を行うかを迫られる。この状態が、支援者の疲弊や支援団体の運営困難につながっていると考えられる。

以上、支援者の語りを概観してきたが、支援者の苦悩は互いの不可視性（社会内の支援状況／施設内の支援状況が見えない）によって生じている可能性が浮かび上がる。これに対して、矯正OBであるDさんや、少年院で篤志面接員を兼任するBさんは、社会内の支援者である一方で施設内を知る越境者として、それを「移行支援に対する理解の違い」といった問題提起として語るができる。また、施設経験者であるEさんも同様に、施設生活者から社会生活者への越境を果たした一人として「切れ目のない支援の裏に隠された問題（ハードルの高い社会復帰計画）」を指摘する。前掲の2で指摘したように、組織や領域の境界は、サイロ・エフェクトによって、先を見通すことのできない「壁」として存在する。しかし、BSMが提案するように、この「壁」が必要なものを通すフィルターとして機能すれば、専門化と連携強化は両立できる。Bさん、Dさん、Eさんのように複数領域を見ることによって「違い」を理解し、その上で連携する方策を考えることにつながるからだ。これら知見を踏まえ、リフレクティングの構造を利用した対話的实践（「語ろうワーク」）を構想した。

5. 多機関・多職種交流による問題解決に向けたワーク

これら4つの支援者の苦悩は、上記2で指摘したサイロ・エフェクト（効果）に少なからず関連するものだ。例えば、(1)は各種制度や手続きが管轄する組織ごとに設計された結果であるし、(2)は「非行・犯罪」領域のリアルが他者からは見えにくいからこそ生じている。また、(3)に関しても「家族」という集団が閉鎖的で家族内の問題性が見えにくく、それゆえ支援の必要性が理解されずに「弱者」である未成年者の苦悩が置き去りにされており、(4)は支援者自身が「領域による見え方の違い」や「組織ごとの文化の違い」にどれほど自覚的であるかによって生じると考えられる。

さらに調査を重ねていけば、さらに多くの苦悩を指摘できるはずだが、ここで着目しなければならないのは「語られた（苦悩の）物語」だけではない。この状況下での支援は、支援者自身に大きな負担を課すことになるので、負担軽減のためには、これら苦悩に着目して問題解決を図ることが必要不可欠だ。支援者の苦悩を放置することは、遠からず「支援体制の崩壊」を招くからだ。例えば、福祉国家ノルウェーにおける支援者問題を考えてみよう。福祉領域の中に「受刑者支援」が位置づいており、Norway Labour and Welfare Administration (NAV)（ノルウェー労働福祉局）が総合的かつ包括的な支援機関の一つとして役割を担っている。刑務所との緊密な連携でも評価されている（浜井2014）が、このNAVに勤務経験のあるノルウェー在住のFさん（社会福祉士）は、NAV発足時の理念として「一人の担当者が全部をこなせるようになる」といった感じのビジョンがあったが、「無理だなということは半年後くらいにわかって」と語る。制度や仕組みが整ったとしても、それをどのように運用するかは「人」に委ねられるため、「刑務所から出所してくるときも、いきなり来たりするんです。なんで刑務所、知らせてくれなかったの、みたいなことが。だから、いきなり来て、(略)住む場所探してみたいな」(Fさん)ことが頻繁に起きた。そして、Fさんの実感では働きや

すい国と言えるノルウェーにも関わらず、過剰なストレスで離職率の高い状況が続き、度重なる担当者の変更によって情報共有に困難を感じるようになったという、その結果、他組織との連携がうまくいなくなるなどの事態を経験する。このFさんの指摘は、4で指摘する苦悩への対処が「知識の獲得」「制度の整備」で解消されるものではなく、他組織や他職種への理解と尊重によって解消される可能性があるということを示唆する。そこで、これらサイロに対する横断的な関係を構築するために、人的連携を促進するための対話的实践を試行することとした。以下では、その方法と成果について説明する。

(1) 多機関連携を促進する要素としての「敬意」と「リフレクティング」

この対話的实践において注目したのが「敬意」と「リフレクティング」である。上記2で説明したように、バウンダリー・スパニング・モデルや自律的組織などの脱サイロ化を目指す組織構造は、いずれも他者への敬意や、敬意に基づく対話を重視しているという共通点がある。これらを参考に、対話の实践の組み立てとして重視したのは、①バッファリングによる境界の意識化、②リフレクティングによる相違点・共通点の共有、③コネクティングによる個人の間関係をフックとした境界の無効化である。この3つの要素を含むものとして、ノルウェーの家族療法家トム・アンデルセンが開発したワンウェイ・ミラーに着目した(Andersen1992=1997)。

このワンウェイ・ミラーは、ミラノ派家族療法家のトム・アンデルセンが試みたものだ。ミラノ派では面接者(セラピスト)以外の臨床家数名で構成されたチームを面接で活用することがあった。そのチームは、別室でワンウェイ・ミラーを通して面接の様子を観察し、面接中にセラピストを別室に呼んで治療方針を協議する。アンデルセンは、この「一方的に観察される」関係を、「双方が観察される」関係へと組み替え、クライアント自身が「自分が必要だと思うアイデア」を採用できるという選択の自由と、観察した対話を契機とした内的対話の促進という二つの効果を生み出した。この対話の写しあいが、リフレクティングの基盤となる。バウンダリー・スパニング・モデルで示された「リフレクティング」という言葉は、アンデルセンの提唱したリフレクティングのことでなく、広く「対話の写しあい」を意味するものとして使用されているが、異なる集団の対話に対して「観察」を通して共通点や相違点を理解しようという点で共通している。

また、そこでの対話のテーマはAnticipation Dialogues(AD)を参考として、支援者自身の不安・心配ごと・葛藤に着目することとした。この手法は「望ましい状況が達成された未来の視点に立って、そこから過去=現在を振り返り、誰のどんな協力が現在=未来の望ましい状況を達成させてくれたかを“思い出して”いく」というものだ(斎藤2018、30)。このADは、対人援助における良質な連携を可能とするための方法として1990年代に確立したものだ。多問題に直面する家族や支援者を「予防」という観点からネットワーク化することを意図する(Seikkula, Arnkill, Eriksson, 2003)。4で明らかになった支援者の苦悩は、まさに支援者自身の不安・心配・葛藤に該当し、それが多領域の状況を理解し尊重する手がかりとなるはずだ。

ただし、リフレクティングやADの方法論を忠実な再現を目指したわけではない。リフレクティングやADは、提唱者の理論や哲学を正しく理解することで初めて効果の得られるものであるが、本研究では当事者参加を前提とするため、少年を含む「当事者」にとっての理解しやすさ、体験しやすさを念頭におく必要があったからだ。特に、司法手続き上の定められた期間の中でワークに参加する場合には、理論や哲学を十分に

学び、理解する時間がないことも踏まえておく必要がある。

この問題は、実際にリフレクティングを学ぶ場を設けた時に露見した問題である。本研究チーム主催でリフレクティングを学ぶセミナー（香川県、講師・矢原隆行）を実施した時のことだ。前向きな感想の一方で、ワークの説明で「～してはいけない」という注意事項が多く「リフレクティングを具体的にイメージできなかった」という感想が寄せられたのだ。後者の感想は、リフレクティングを学び始めた入門者に多く、前者はリフレクティングを既に学ぶ参加者に多かった。これは、リフレクティングが重視する「間」など、リフレクティングへの参加を通して経験的に獲得していく「知」が重視されるからだ。

経験知を重視する技法を学ぶ際には、経験者と未経験者の間に「技法の正しさ」をめぐる権力関係ができることがある。Eさんはリフレクティングを学ぶ一人であるが、「リフレクティングはこういうもの」という思いから、目の前の対話以上に「ルール」に縛られてしまうことがあると指摘する。

E：自分の中にも、常に「警察官」はいますよ。「リフレクティング警察」。リフレクティングの場はこういうものだ（他者を取り締まる気持ち）。（略）大切なのは「警察」よりも理念ですよ。根源的なものなので。

Eさんは「リフレクティング警察」という表現を用いて、形式へのこだわりを問題化する。Eさんはコロナ禍で自助グループの開催をオンラインへと移行しようと試みた際の出来事で、自身の中の「リフレクティング警察」に気づく機会を得たといい「自分がルールを徹底させなくても、（略）相手を繋がりたいという思いの人たちが、その気持ちの量がある程度確保できていれば、場は作れる」という点を強調する。

以上を踏まえ、多機関連携における相互理解の促進に向けて、年齢や教育歴に関わらず、誰でも理解し参加できるようにルールの簡略化を目指しながら、「相手と繋がりたいと思う」気持ちを醸成することを優先課題としてワークの組み立てを行うこととした。このワークを以下では「語ろうワーク」と呼ぶ。

（2）多機関連携を語ろう会 ～「語ろうワーク」による実験～

この「語ろうワーク」の基本的な構造は、ワンウェイ・ミラー方式を参考とした。立場の異なる二つのグループを作り、その外円に認証的聴衆を配置するという形である（図1）。内円に置く2つのグループには5つの席を用意し、希望者にそれぞれ着座してもらおう。ワーク中に外円からの内円への移動、内円から外円での移動も可能である。あくまでも「対話に参加したい」と思う参加者の希望を優先する。内円の参加者が着座したら、そのほかの参加者は外円に移動する。ファシリテーターは外円の内側に入り、各グループの対話（10分～15分）のタイムキーパー及び必要に応じて要点整理を行う。内円では「私の困っていること」をテーマとした対話を行う。まずAグループが対話を行い、その間Bグループは対話に耳を傾ける。時間が経過したら、ファシリテーターの指示でBグループが対話を開始するが、そこでの話題は「Aグループの対話を聞いて『私』が思ったこと、感じたこと、考えたこと」である。その間、今度はAグループが聞き役となる。ここまでを1ターンとし、合計2ターンの対話を行う。2ターンの対話の交換が行われている間、外円では、そのやりとりの観察をする。内円での対話を聞いて感じたこと、思ったこと、考えたことを内的対話で深め、

内円での2ターンが終了したのちに、ファシリテーターの指示で外円からのフィードバックを行う。そこでのフィードバックは評価的な観点によるものではなく、あくまでも対話の観察を通して得た主観的な語りであることが重要だ。内円での対話、内円と外円での対話という段階を設定することで立体的な対話の空間づくりを目指した。

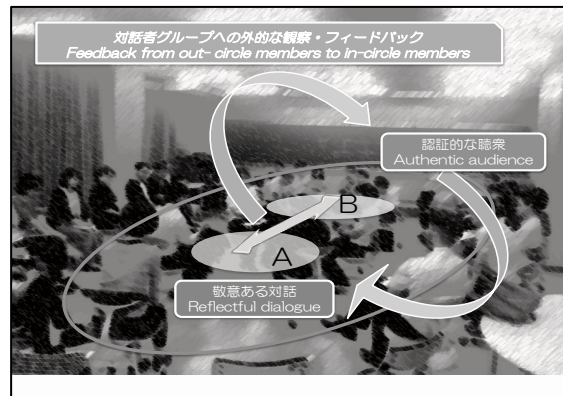


図1：「語ろうワーク」の対話の構造

このワークの実践にあたっては、多機関連携に関する課題や事例を報告する時間（20～30分）を設け、その後ワーク（語ろうワーク）の手順を説明して、実践するという方法を採用した。2019年初頭から助成期間を終了するまでに「多機関連携を語ろう会」という名称で、香川県・京都府・東京都を中心に合計4回実施した。参加者は、出院少年・出所者の支援関係者、少年院職員、社会福祉士、保護司、子ども・若者支援関係者、施設経験者、研究者、学生など多岐にわたる。各回20名から40名ほどの参加者で「司法領域の支援者」と「福祉関係者」（第1回・第4回）、「実務家」と「研究者」（第2回）、「施設生活の経験のあるもの」と「施設生活の経験のないもの」（第3回）というグループでの対話を行った。例えば、第2回は2019年度日本犯罪社会学会において実施し、「実際に実務に関わる者」と「研究に携わる者」に分かれて社会復帰支援に関するそれぞれの「困りごと」に基づき対話を行った。内円の参加者（矯正実務家）からは「終わってみると、困ったことを話したただけだったにもかかわらず、（略）多職種・多機関連携の場であったことを痛感しました」、外円の参加者（社会福祉士）は「専門家同士が連携をする際に支援の仕組みを自己の専門性に引き寄せてしまいがちであるが、自分の想いや専門性の観点からの語りをすることで共通基盤の上で議論が深まり、本当の意味での横のつながりになっている」といった感想があった。「支援者の困りごと」を手掛かりに、それぞれの専門性や立場から対話を重ねていくことで、多角／多面的なコミュニケーションが可能となったことは一つの「成果」であった。

一方で、第3回の当事者の参加に関しては課題を残した。2019年12月に実施した多機関連携を語ろう会（東京）で、刑事施設経験者を交えたワークを試みた時のことだ。これは、本研究課題の目的でもある「当事者参加型」に関する手がかりを得るという狙いがあり、参加を打診した刑事施設経験者には本会の趣旨を伝えたくて、参加同意を得た。これにより3名の刑事施設経験者の協力を得ることができたが、刑事施設経験者の語りには、非行や犯罪に関する「当事者の経験／考え」が含まれ、参加者の立場性によっては受容的な傾聴が難しいという点が参加者から指摘された。具体的には、被害者・被害関係者・被害者支援の関係

者など、「加害者のどのような姿でも受け止める」のが難しいという状況の想定が必要だという指摘である。例えば、語ろうワークの最中に、刑事施設経験者の一人（Xさん）が自身の加害について語る場面があった。そこでXさん自身が「困っていたこと」を説明するために、当時のXさんの加害行為に対する考え方と「一般的な感覚（常識、社会規範）」の乖離を「笑い」と共に語ったのである。これは加害を話題にすることで、場が必要以上に深刻な雰囲気にならないようにというXさんの配慮であり、その「ズレ」そのものを参加者と共有することで起きた「笑い」であった。ところが、その「笑い」が共有された場面に、「Xさんは過去の加害を反省していない」「参加者も『反省していないXさん』のあり方を許している」と解釈される余地があったわけだ。

厳罰主義的な日本社会では、加害者に対する眼差しは依然として厳しく、加害を語る際に「反省している様子に見えない」ことそのものがバッシングの対象となる可能性がある。多機関連携の場面では、上記の場面を「多様な非行少年／犯罪者の一面」として理解する人もいるが、全ての支援者が同じように受け止めるわけではない。実際の当事者のニーズを正しく理解するために、当事者が自分でニーズを語るには「当事者参加」を前提とする必要があるが、当事者参加の際にはクローズド／オープンと開催の形式を調整する必要があるだろう。

例えば、「語ろうワーク」の実験的な試行から、目的に応じて少なくとも5つのタイプ分けが可能だ。下記の図2に例示したように、開催目的を「支援者の援助が中心である」か「当事者の援助が中心」であるか、そして開催場所を「社会内」か「矯正施設内」で分けることができる。さらに、場が特定の「困りごと」の解決・緩和のため（問題解決志向）か、多職種・多機関（・多世代）との交流・ネットワークづくりのためなのか（つながり志向）も重要だ。前者は支援者の困りごとへの援助であり、後者は被支援者の困りごとへの援助となる。後者の場合は、原則として非公開で行われるのが望ましいだろう。また、矯正施設内での実施であれば、保護者面接、個別面接指導など、矯正教育のコンテンツと結びつけることも可能だ。

特に、ノルウェーの刑務所で実践されるリフレクティングから、図2のタイプEの実施方法には「当事者自身の語る力」の育成や、人生を多面的に捉える視点を育むなど多くの効果が期待できる。調査Aで訪問したトロンハイム刑務所では、受刑者と刑務所職員、社会福祉士のリフレクティングの様子を見ることができたが、参加した受刑者はリフレクティングに熟達しており、そこでの対話は人生に関する深い探究へと展開した。三者がリラックスした様子でソファに座り、「受刑者」「職員」「社会福祉士」という立場ではなく、一人の人間として感じたことや思ったことを重ね合わせていく様子は印象的だった。

トロンハイム刑務所では、リフレクティングを学ぶためのテキストを作成し、受刑者が継続的にその理念や方法を学ぶ機会を提供するという。担当する社会福祉士からは、上記のリフレクティングは、受刑者自身に理論に対する十分な理解と経験があるからこそ、人生という哲学的な対話が可能であったし、理想的な「リフレクティング」として成立した説明があった。少年院での実施に関しては、限られた在院期間で少年が哲学的な理論を「正しく理解する」ことが大きなハードルとなるだろう。既存の矯正教育のコンテンツを一部変更／改訂することで同様の効果を生み出す、理論を損なわない範囲で方法を単純化するなどの工夫が必要だ。

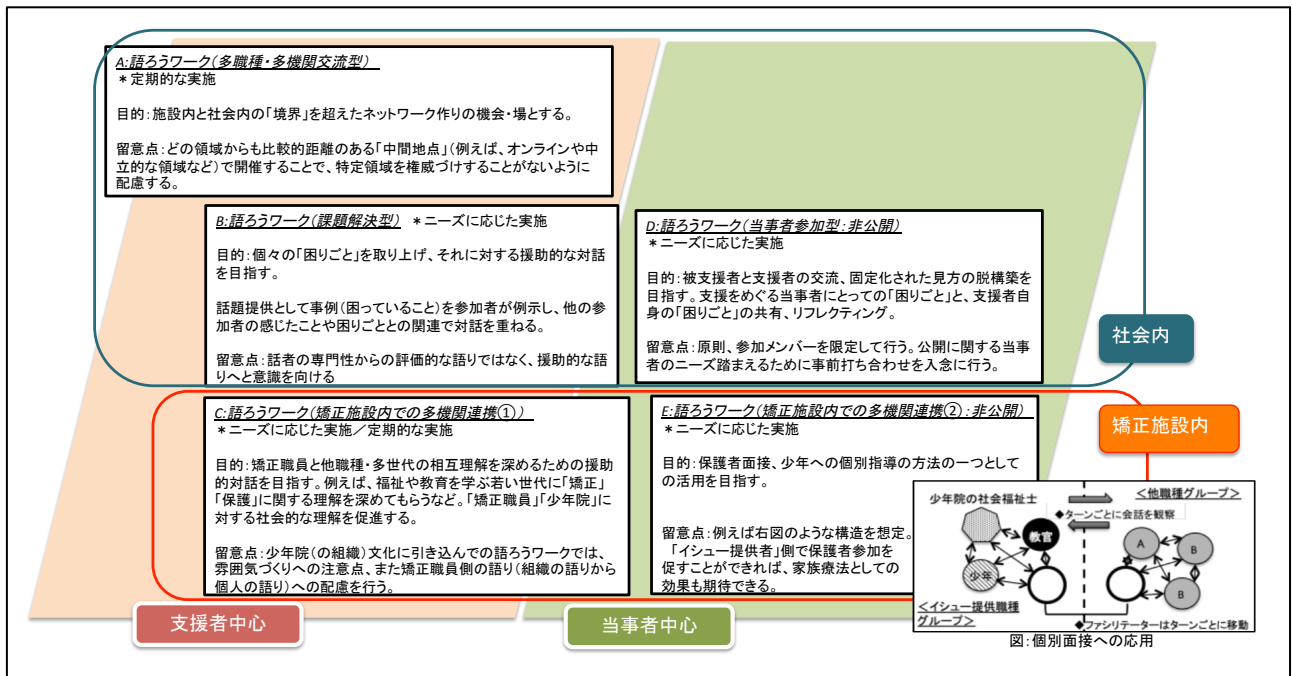


図2：語ろうワークのタイプ分け

以上のように、連携先を「機関」に設定することで、組織間の文化や価値、行動様式の理解へ向けた複数の方法が見えてくる。また「組織」を「集団」と読み替えれば、他機関だけではなく、様々な特性を持った集団(家族、異年齢、立場)への理解促進や連携強化への貢献をいう道筋が期待できよう。しかし、語ろうワークの実施は、2019年終わりから続く、新型コロナウイルス感染拡大という急激な社会変化に伴い、「対面での支援の中断」という新たな課題に直面した。そこで、語ろうワークの発展型への手がかりとして、オンライン上での連携促進という課題に挑むことにした。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大による実施状況の変化～オンラインへの移行～

新型コロナウイルス感染拡大のもっとも重大な影響は「対面での支援が中断/困難となった」ことだ。少年院での生活環境や外部交流でも感染防止の観点から制限が加えられたほか、社会内処遇においても保護司面接が中断される、支援者と利用者(被支援者)の対面での面談等が困難となるなど、緊急的な対応が取られた。学校教育現場ではオンライン・ツールの活用が模索されたものの、非行・犯罪の立ち直り支援の現場ではオンライン化は遅々として進まなかった。少年院では従来のテレビ会議システムが活用されたが、システムが配備されている施設(少年院、少年鑑別所などの矯正施設、保護観察所や矯正局/保護局など)間での使用に限られ、社会内の支援機関と柔軟に接続できる状態でもなかった。

以上のような社会変化と分断に応じるため、上記の「多機関連携を語ろう会」はオンライン上に移行した。「語ろうワーク」参加者を中心として、支援者の緊急的な不安や心配事、困りごとへ対応することを最優先課題に、2020年4月19日に最初のオンライン上での交流を実施された。少年院職員、社会福祉士、矯正職員OB、出所者・出院者支援(自助グループを含む)の関係者、保護司、研究者が参加した。ここで共有されたのは、急激な変化に戸惑う「支援者」としての苦悩と、新たな生活様式への変化に戸惑う「生活者として

の支援者」の姿である。前者は、自助グループの拠点が閉鎖・休止されたことで「利用者」の姿が見えなくなったことへの焦りと不安、懸念される経済状況の悪化がもたらす就労・修学支援のこれからの不安、アウトリーチができないため「利用者のリアルタイムの苦悩」に寄り添えない苦しみなどが語られた。一方、後者ではコロナウイルス感染への恐れ、生活リズムの変化に伴う不調、オンライン・ツールへの移行の困難性などが語られた。特に、社会内処遇の中核に位置する保護司の活動が大きく制限されたことへの戸惑いは大きく、「顔の見える関係」を重視してきた保護司面接が中断されたことへの不安、オンライン・ツールの活用に関する悲観的展望などから、その役割を果たせなくなると危惧されていた。

また、テレワークの導入により、連携先の機関および担当者の状況が見えなくなり、スムーズに連絡が取れないという状況も共有された。さらに引受先となる保護者の経済状況の悪化に伴い、少年の出院後の生活設計の変更を迫られるなど、少年の保護者の状況も見えにくくなっていた。特に、自助グループなど出所者・出院者の支援では、被支援者側の端末・通信環境が整わず連絡が途絶えるなどの事態が起きていた。打開策として「オンライン・ツールの活用／整備」の必要性が参加者から提案されたが、緊急的な措置としてオンラインでの自助グループを始めた支援者から、対面のコミュニケーションとオンラインのコミュニケーションの質的な違いが指摘された。例えば、Eさんは直接会った時の表情や様子から、健康状態や生活状況を把握するよう努めているが、オンラインの場合、端末に映し出される情報から、同じように情報を得ることは困難だと感じるという。

一方で、物理的距離や時間の縮小は大きな利点で、オンラインは教育的な意図で使用するのが効果的という提案がなされた。双方向型のツール（zoom等）には、ファイル共有やチャット、録音／録画、アンケートなど、教育ツールとして活用できる機能が付加されている。特定の場所へ出向く時間を必要としないので、状況やニーズに応じて移動の多い専門職や支援者にとって、柔軟に繋がることができ、それを関係作りや相互理解の促進に活用できるというわけだ。これら参加者のニーズを踏まえ、刻々と変わる状況に応じて生じる「困りごと」をめぐる対話に加え、多機関連携を促進する知識を学ぶためのオンライン上での勉強交流会を定期的実施することとした。2020年3月末までに合計14回を実施し、出院少年・出所者の支援関係者、少年院職員、社会福祉士、保護司、保護観察官、子ども・若者支援関係者、施設経験者、研究者、学生などが参加している^{vi}。

新型コロナウイルス感染拡大という変化に起因する「オンライン・ツールの活用可能性」という課題に対して、多機関連携の促進への活用法に関する具体的な提言は見受けられない。すでに述べたように、オンライン・ツールの導入には、利用者（被支援者）の個人情報保護の観点だけではなく、支援者側のオンライン・スキルの向上という教育的課題や、端末・環境整備など財政上の問題も関連するからだ。しかし、Gさんによれば、保護司会でのオンライン環境の整備は、基本的に各保護司の端末や力量に依存しており、環境整備のための予算は望めないが、各種研修や支援者同士の打ち合わせ等には活用できると期待を寄せる。多機関連携体制の構築、また多機関連携教育におけるオンライン・ツールの活用は、制度的な課題を含め、引き続き重要な検討課題である。

6. 矯正職員向け多機関連携促進に向けた研修教材の開発

以上の研究成果を踏まえ、矯正職員向け多機関連携体制の促進に向けた教材開発を行った。前掲の（2で検討した）BSMや自主経営組織のほか、組織を「文化」として捉え、異文化適応力や異文化を読み解く「ホフステードの6次元モデル」（宮森・宮林 2019）などを盛り込んだ。このホフステードの6次元モデルは、異なる文化圏の人々が協働する際に生じるトラブルを理解するためのモデルだが、日本的な組織文化の特性や、それら組織文化において現状を打破する原動力について検討できる（Hofstede & Minkov 2010=2013）。

これらの知見を盛り込んだのは、数ある組織の一つとして矯正施設のあり方を客観的に検討するためには、組織連携に関する基本的な知識のインプットが必要だと考えたからだ。加えて、実際に連携を促進するワークとして、矯正施設内での「語ろうワーク」（図2のCタイプ）の実施を盛り込んだ。作成した研修プログラム（「矯正施設における多機関連携～「越境する人材」の育成に向けて」）は、オンデマンド教材と演習の二部構成（全5回）とした^{iv}。第1回「越境する人材育成に向けて」は、研修の趣旨説明と日本的な組織構造がもたらすサイロ効果とその問題について取り上げ、第2回「対話的な解決の方法論」は多機関連携体制の構築・継続・発展過程で生じる「変動」（担当者の異動等）を前提として「組織が繋がりが続ける」ための知識としてバウンダリー・スパンニング・モデルを紹介した。第3回「敬意を育むために」は、ビュートゾルフの実践から指摘される「支援をめぐる対話的な合意形成の重要性」を説明し、ワンウェイ・ミラー方式によるリフレクティブな空間作りの意義を説明した。第4回「語ろうワーク」は、「語ろうワーク」の趣旨と具体的な方法について説明し、第5回「演習」を参加型の研修会として位置付けた。この全5回の研修を通して、多機関連携の意義と生じる課題（サイロ・エフェクト）、その問題を解消する枠組み（BSM など）と、具体的な実践例（語ろうワーク）を学ぶことができる。

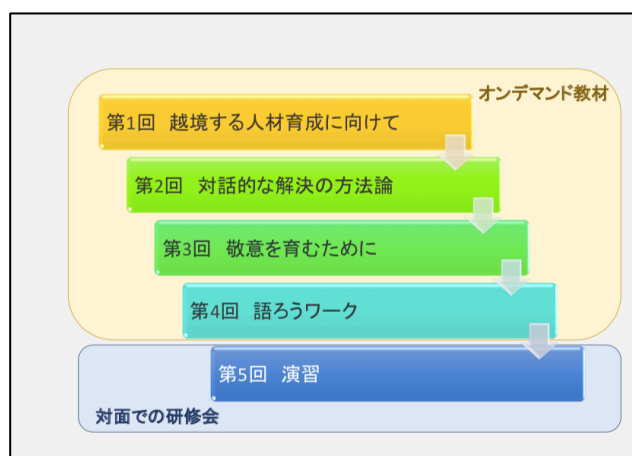


図3：研修プログラム

「矯正施設における多機関連携～「越境する人材」の育成に向けて～」の構成

7. おわりに

最後に今後の課題である。第一に、これら研修プログラムの対面実施と評価が必要だ。新型コロナウイルスの終息を期待するところだが、引き続きの課題として実施を検討していきたい。第二に、多機関連携体制の構築に関するオンライン導入の可能性である。2021年3月現在では、まだ試行錯誤の渦中にある上、各種

支援機関（団体／者）は変化する状況に応じることを最優先としているため、導入に関する量的データを得る状況ではない。とはいえ、オンラインがどのような支援に有効で、どのような支援に有効でないのかは、支援者の声から少しずつ明らかになってくるだろう。新しい時代の多機関連携体制の構築に関連するテーマとして引き続きの課題とする。第三に「当事者参加型」へ向けた踏み込んだ考察である。前掲の図3では複数のタイプを示したが、それぞれに対して経験的なデータによる有効性をめぐる検証が必要であろう。今後の研究課題としたい。

付記

本研究は、社会状況の変化に伴い複数回の研究計画及び予算案の変更を余儀なくされた。これら変更を承認して下さった社会安全研究財団のご配慮に深く感謝する。また、調査には多くの実務家や当事者の皆様にご協力いただいたことを心から感謝したい。

-
- i 調査Aの詳細と成果は、仲野・長尾（2020）、仲野（2020a、2020b）、北川（2021）
 - ii この「実施後アンケート」のほか、参加者から直接あるいはメールなどでリプライを得た。
 - iii 調査協力者の属性は、職務内容の最小限に限定した。協力者の年齢層は40代から60代で、A・D・Fが女性で、B・C・E・Gが男性である。DとF以外は関東近県を活動の中心としている。Dは地方都市に活動拠点があり、Fはノルウェー（主にオスロ）を拠点として活動している。協力者の情報を最小限としたのは、今回のインタビューで「支援者（支援拠点）に対するバッシング」が語られたからだ。支援団体の問い合わせ先に「犯罪者を擁護している」などの誹謗中傷が送られる、嫌がらせを受けるなどの被害があるという。本報告書がウェブ上で公開されることから、思わぬ形で個人の特性を防ぐために属性に関する情報を最低限に止めた。
 - iv 作成したオンライン教材（ワークブック）は、本研究の成果物として添付した。
 - v これら参加者の感想は、仲野（2019）より引用した。
 - vi この取り組みの詳細は、2020年日本矯正教育学会にて報告した（仲野由佳理・長尾貴志、2020、「社会復帰支援におけるオンラインの可能性と課題～他業種交流と多機関連携教育に関して～」オンライン開催）。
 - vii オンデマンド教材として動画（各25分程度）とワークブック『矯正施設における多機関連携～「越境する人材」の区政に向けて』を作成した。動画はQRコードを読み取り視聴できるようになっている。ワークブックには、動画で使用された資料、演習用の書き込みシート、関連する論文等が掲載されている。

<文献>

- Andersen, T., 1992, "Reflections on Reflecting with Families" in McNamee, S. & Gergen, K.J. (eds.) *Therapy as Social Construction*, Sage (=2014、野口裕二・野村直樹訳、『リフレクティング手法』をふりかえって)『ナラティブ・セラピー—社会構成主義の実践—』金剛出版)
- Ernst, C., & Crobot-Mason, D., 2011, *Boundary Spanning Leadership: Six Practices for Solving Problems, Driving Innovation and transformation Organizations*, McGraw-Hill Global Education Holdings, Inc. (=2018、三木俊哉訳、『組織の壁を越える—「バウンダリー・スパンニング」6つの実践』英治出版)
- 浜井浩一、2014、「社会復帰に向けたノルウェーの刑事政策」『季刊刑事弁護』、pp.231-239
- Hofstede, G. & Minkov, M., 2010, *Cultures and Organizations: Software of the Mind: Intercultural Cooperation and Its Importance for Survival*, 3rd ed, McGraw-Hill; Expanded, Revised (=2013、岩井八郎・岩井紀子訳、『多文化世界—違いを学び未来への道を探る』有斐閣)
- 五十嵐沙千子、2019、「対話による共同体：ティール組織の学校」『倫理学』(35)、pp.19-41.

-
- 北川裕美子、2021、「ノルウェー・フロン・コミュニケーションにおける実践について（調査報告）」『四国学院研究科紀要』
- Laloux, F., 2014, *Reinventing Organizations: A Guide to Creating Organizations Inspired by the Next Stage of Human Consciousness*. (=2018、鈴木立哉訳、『ティール組織-マネジメントの常識を靴が会える次世代型組織の出現』英治出版)
- 宮森千嘉子・宮林隆吉、2019、『経営戦略としての異文化適応カーホフステードの6次元モデル実践的活用法』日本能率協会マネジメントセンター
- 毛利真弓、2018「司法における「治療的」な関係とは—臨床心理の視点から見た治療的司法」『法と心理』18, pp.29-33
- 仲野由佳理、2019、「多機関連携の再考-サイロ化を乗り越える-」、日本犯罪社会学会テーマセッション E 「矯正施設における社会復帰支援-多機関連携に向けて（司会・コーディネーター 仲野由佳理）」（日本犯罪社会学会第46回大会、於：淑徳大学）
- 仲野由佳理、2020a、「学校メディアエーションの生徒指導への示唆～Konflikträdetの視察から～」『現代教育改革の理念と実践に関する研究-日本大学文理学部人文科学研究所共同研究第三次報告書』（投稿論文）
- 仲野由佳理、2020b、「ノルウェーの合理的な社会復帰モデルに学ぶ-塀の内外を問わず同権を保障する意味-」『非行少年の社会復帰支援と学校教育のあり方に関する教育社会学的研究成果報告書』（投稿論文）、少年の社会復帰に関する研究会編、pp.4-12
- 仲野由佳理・田中奈緒子・安藤藍・友澤茜、2019、「少年院における社会復帰支援の取り組みと課題—榛名女子学園でのインタビュー調査から」『刑政』130(3) pp.82-93
- 仲野由佳理・長尾貴志、2020、「ノルウェーの合理主義的な社会復帰モデル～ただ「優しい」だけではない国～」ノルウェー調査・ミニ報告会（2020年1月19日：京都）、当日報告資料
- 野口裕二、2018、「多職種連携の新しい形-オープンダイアログからの示唆」、山登敬之『対話がひらく ころの多機関連携』日本評論社
- 斎藤環、2018、「語り口がもたらす連携-オープンダイアログと未来語りのダイアログ」山登敬之『対話がひらく ころの多機関連携』日本評論社
- Seikkula, J., & Arnkil, T E. and Eriksson, E., 2003, “Postmodern Society and Social Networks: Open and Anticipation Dialogues in Network Meetings”, *Family Process*, Vol. 42, No. 2
- 矢原隆行、2017、「北欧の刑務所におけるリフレクティング・トークの展開」『更生保護学研究』（10）, 18-25, 山登敬之,2018『対話がひらく ころの多機関連携』日本評論社
- Vermeer, A. & Wenting, B., 2016, *Self-management: How it Does Work*, (=嘉村賢州・吉原史郎、2020、『自主経営組織のはじめ方～現場で決めるチームをつくる』英治出版)